○国土交通省告示第千三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地の表示

水無沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市細尾町

字七郎四畑国有林　六一五林班　一号から十九号まで

六九九番六　二十号から三十号まで及び四十三号から四十五号まで

六九九番四　三十一号から三十五号まで及び四十号から四十二号まで

七〇三番六　三十六号から三十九号まで

六九九番一五　四十六号から五十三号まで

○国土交通省告示第千三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県伊那市高遠町長藤の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°50′56.7795″	138°04′17.0553″
2	35°50′55.8158″	138°04′16.5423″
3	35°50′56.0528″	138°04′15.5845″
4	35°50′57.1551″	138°04′13.8824″
5	35°50′57.9871″	138°04′13.8522″
6	35°50′58.4134″	138°04′15.9373″
7	35°51′01.9909″	138°04′17.4278″
8	35°51′01.9574″	138°04′19.1146″
9	35°51′01.3041″	138°04′19.0909″
10	35°51′00.7420″	138°04′19.1065″
11	35°51′00.3637″	138°04′19.1006″
12	35°51′00.2865″	138°04′19.0882″
13	35°51′00.2656″	138°04′18.2330″
14	35°50′57.5059″	138°04′16.9035″

○国土交通省告示第千三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

六角堂一号沢

二　砂防法第二条の土地の表示

栃木県栃木市平井町の区域内の土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°21′46.5530″	139°41′55.4248″
2	36°21′46.4744″	139°41′55.5115″
3	36°21′45.6160″	139°41′55.4516″
4	36°21′45.2615″	139°41′55.3866″
5	36°21′44.6138″	139°41′55.3373″
6	36°21′43.9617″	139°41′55.3842″
7	36°21′43.5561″	139°41′55.2674″
8	36°21′43.0944″	139°41′55.2732″
9	36°21′43.1649″	139°41′56.3163″
10	36°21′42.7188″	139°41′56.5633″
11	36°21′42.0973″	139°41′56.5703″
12	36°21′41.7967″	139°41′56.4502″
13	36°21′41.1843″	139°41′55.8614″
14	36°21′40.7457″	139°41′55.1112″
15	36°21′40.0821″	139°41′54.3074″
16	36°21′41.2394″	139°41′53.8993″
17	36°21′42.1188″	139°41′54.0747″
18	36°21′42.7058″	139°41′54.9362″
19	36°21′42.9579″	139°41′54.9799″
20	36°21′43.3299″	139°41′54.9864″
21	36°21′45.1458″	139°41′55.0733″
22	36°21′46.4241″	139°41′55.2008″

○国土交通省告示第千三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鳴谷川支流

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

滋賀県東近江市上平木町

字鳴谷　二〇四九番一

二〇五八番

二〇三〇番一

二〇四八番

二〇四五番

一号

三号

四号から七号まで

二十九号から三十二号まで

三十三号及び三十四号

字東山　二〇一八番一七

二〇一八番一六

二〇一八番一

二〇四七番

二号、八号から十二号まで、二十五号及び二十六号

十三号、二十二号から二十四号まで

十四号から二十一号まで

二十七号及び二十八号

○国土交通省告示第千三十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

秋山沢

二　砂防法第二条の土地の表示

宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線、十三点と十四点を昭和五十六年建設省告示第九百四十八号で指定した同号十一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、十四点から三十七点までを順次結んだ線及び一点と三十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	38°05′59.7866″	140°32′46.0777″
2	38°06′00.2792″	140°32′44.8939″
3	38°06′00.7498″	140°32′43.8878″
4	38°06′01.2859″	140°32′42.6852″
5	38°06′02.4846″	140°32′41.9916″
6	38°06′03.7774″	140°32′38.4846″
7	38°06′03.6997″	140°32′35.1158″
8	38°06′04.1877″	140°32′34.3826″
9	38°06′04.4411″	140°32′34.0119″
10	38°06′04.9992″	140°32′32.2678″
11	38°06′05.3571″	140°32′31.9160″
12	38°06′05.3133″	140°32′31.5364″
13	38°06′05.0086″	140°32′31.2054″